

問 48：当社は、土木作業を請け負っています。先日、真夏の炎天下の中、作業を行っていた従業員が開始 4 時間程経ったところ突然倒れ、医師から「日射病」と診断され、入院休業中です。このような場合には、労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

業務上疾病の範囲は、労働基準法施行規則第 35 条別表 1 の 2 に定められていますが、その 1 つに「暑熱な場所における業務による熱中症」があります。

この「熱中症」とは、高温多湿な環境下で、体温調節機能等が低下したり水分塩分のバランスが著しく崩れるなどにより発症する障害の総称をいい、医学的には熱射病、熱けいれん、熱疲労等に分類されています。

「日射病」とは直射日光の下で生じた熱射病をいいますので熱中症であるといえません。

熱中症の認定要件はおおむね次のとおりです。

【一般的認定要件】

1. 業務上の突発的又はその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る原因が存在すること
2. 当該原因の性質、強度、これが身体に作用した部位、災害発生後発病までの時間的間隔等から災害と疾病との間に因果関係が認められること
3. 業務に起因しない他の原因により発病（又は増悪）したものでないこと

【医学的診断要件】

1. 作業条件及び温湿度条件等の把握
2. 一般症状の視診（けいれん、意識障害等）及び体温の測定
3. 作業中に発生した頭蓋内出血、脳貧血、てんかん等による意識障害等との鑑別診断

また、夏季における屋外労働者の日射病が業務上疾病に該当するか否かについては、「作業環境、労働時間、作業内容、本人の身体の状態及び被服の状態その他作業場の温湿度等の総合的判断により決定されるべきものである。」との通達があります（昭 26.11.17 基災収第 3196 号）。

ご質問の場合は、真夏の炎天下で作業中に発症したとのことなので業務上疾病と認定される可能性が高いと思われます。